

# 令和元年10月1日から

3歳から5歳までの幼稚園、保育所、認定こども園などを  
利用する子どもたちの利用料が**無償化**されます。

※ 0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちも対象になります。

## 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する子どもたち

### 【対象者・利用料】

- **幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までの全ての子どもたちの利用料が無償となります。**
  - 無償化の期間は、満3歳になった後の4月1日から小学校入学前までの3年間です。  
(注) 幼稚園については、入園できる時期に合わせて、満3歳から無償となります。
  - 教材費、給食費などは、これまでどおり保護者の負担になります。  
保育所等を利用する3歳から5歳までの子どもたちも、新たに給食費を負担いただきます。  
ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもたちと、全ての世帯の第3子以降の子どもたちについては、給食費が免除されます。
  - 子ども・子育て支援新制度の対象とならない幼稚園については、月額25,700円を上限に無償となりますが、対象となるためには、認定を受ける必要があります。詳しくは裏面の担当課までご確認ください。  
(注) 市内の私立幼稚園は対象になっていますので、認定を受ける必要はありません。
- **0歳から2歳までの子どもたちについては、住民税非課税世帯を対象として利用料が無償となります。**
  - 国の制度として、子どもが2人以上の世帯の負担軽減の観点から、現行制度を継続し、保育所等を利用する最年長の子どもを第1子とカウントして、0歳から2歳までの第2子は半額、第3子以降は無償となります。  
(注) 年収360万円未満相当世帯については、第1子の年齢は問いません。
  - 栗原市の子育て支援策である、幼稚園・保育所同時入所2人目以降の保育所利用料の無償化は、これまでどおり継続します。

### 【対象となる施設・事業】

- 幼稚園、保育所、認定こども園に加え、**地域型保育、企業主導型保育事業**（標準的な利用料）も同様に無償化の対象となります。  
**無償化にあたり新たな手続きは必要ありません。**

(注) 地域型保育とは、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育を指します。

# 幼稚園の預かり保育を利用する子どもたち

## 【対象者・利用料】

- 幼稚園の利用に加え、利用日数に応じて、最大月額11,300円までの範囲で預かり保育の利用料が無償となります。
- 無償化の対象となるためには、栗原市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

(注)原則、通われている幼稚園を經由しての申請となります。「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)がありますので、下記担当課までご確認ください。

# 認可外保育施設等を利用する子どもたち

## 【対象者・利用料】

- 無償化の対象となるためには、栗原市から「保育の必要性の認定」を受ける必要があります。

(注1)保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象となります。

(注2)「保育の必要性の認定」の要件については、就労等の要件(認可保育所の利用と同等の要件)がありますので、下記担当課までご確認ください。

- **3歳から5歳までの子どもたちは月額37,000円まで、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもたちは月額42,000円までの利用料が無償となります。**

## 【対象となる施設・事業】

- **認可外保育施設に加え、一時預かり事業、病児・病後児保育事業等が対象となります。**

(注1)認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。

(注2)無償化の対象となる認可外保育施設は、都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間を設けます。

- **就学前の障害児の発達支援を利用する子どもたちについても、3歳から5歳までの利用料が無償化されます。**

※ 今般の無償化を契機に、質の向上を伴わない、理由のない保育料の引上げが行われないことがないよう、新制度の対象とならない幼稚園においては、保育料を変更する場合、設置者は変更事由の届出が必要です。また、認可外保育施設等においては、提供するサービスの内容や額に関する事項について、変更の内容やその理由の掲示を求めるとなっております。

## 問い合わせ先

【保育所・認可外保育施設等】

市民生活部子育て支援課

TEL:22-2360

【幼稚園・預かり保育】

教育部学校教育課

TEL:42-3512

【就学前の障害児の発達支援】

市民生活部社会福祉課

TEL:22-1340